

決議案第 7 号

飲酒運転撲滅を宣言する決議について

岩見沢市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり決議案を提出する。

平成 27 年 9 月 14 日提出

提出者議員	石	黒	武	美
賛成者議員	豊	岡	義	博
〃	平	野	義	文
〃	峯		泰	教
〃	野	尻		清
〃	花	田	茂	巳
〃	斉	須	正	友
〃	上	田	久	司

飲酒運転撲滅を宣言する決議

この度、本市議会議員が酒気帯び運転により摘発された事実が発覚し、議員辞職勧告決議案を出すに至る事案が発生いたしました。

交通法規を遵守することは、私たち国民の義務であり、とりわけ飲酒運転は絶対に許してはならない行為である。

昨年7月に、かつて岩見沢市内の高校に通っていた同級生4人が、小樽市で海水浴帰りに死傷した飲酒運転によるひき逃げ事件があり、岩見沢市においても市民交通安全緊急集会を開き、飲酒運転の撲滅に向けた運動を展開している最中であり、市議会及び市議会議員に対する市民の皆さまの信頼を失墜させる事態となったことは誠に遺憾である。

今回のこの事態を重大に受け止め、市民の皆さまに市議会としてお詫び申し上げるとともに、二度と再びこのような事態を引き起こすことのないよう厳しく自らを律することが、市議会議員の重大な責務と改めて認識し、岩見沢市議会は「飲酒運転の撲滅」をここに宣言する。

以上、決議する。

平成27年 9 月 日

岩見沢市議会